

議案第218号

市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定により、下記のとおり市道路線を認定することについて、同条第2項の規定により議決を求める。

令和7年11月26日提出

さいたま市長 清水勇人

記

路線名	延長 m	幅員 m	起点	終点	重要な経過地
D第694号線	46.76	5.00	さいたま市南区曲本三丁目392番4地先	さいたま市南区曲本三丁目392番3地先	
J第503号線	264.50	16.00 ～ 16.04	さいたま市緑区大字三室字西宿1207番4地先	さいたま市緑区大字三室字西宿1284番7地先	
L第1381号線	360.98	16.00	さいたま市緑区大字三室字西宿1285番2地先	さいたま市緑区大字三室字南宿1613番2地先	
L第1382号線	197.10	6.00	さいたま市緑区大字三室字東宿2048番6地先	さいたま市緑区大字三室字東宿2048番31地先	
L第1383号線	60.81	5.00	さいたま市緑区大字三室字東宿2048番10地先	さいたま市緑区大字三室字東宿2048番37地先	
L第1384号線	86.98	4.00 ～ 4.30	さいたま市緑区大字中尾字不動谷427番4地先	さいたま市緑区大字中尾字不動谷427番4地先	
O第379号線	72.40	4.00 ～ 4.30	さいたま市緑区大字大門字鶴巻2175番4地先	さいたま市緑区大字南部領辻字葭山3826番1地先	
O第380号線	206.50	6.00 ～ 6.55	さいたま市緑区大字大門字鶴巻2096番7地先	さいたま市緑区大字大門字鶴巻2114番1地先	
O第381号線	117.21	2.70 ～ 4.00	さいたま市緑区大字大門字鶴巻2363番1地先	さいたま市緑区大字大門字鶴巻2374番2地先	
O第382号線	153.38	2.70	さいたま市緑区大字大門字鶴巻2370番1地先	さいたま市緑区大字大門字鶴巻2360番地先	
12969号線	84.42	4.00	さいたま市見沼区堀崎町543番3地先	さいたま市見沼区堀崎町543番20地先	
32978号線	77.03	5.00	さいたま市北区別所町56番27地先	さいたま市北区別所町56番21地先	

路線名	延長 m	幅員 m	起 点	終 点	重要な経過地
41720号線	47 47	4 00	さいたま市西区大字 飯田新田字中丸61 4番6地先	さいたま市西区大字 飯田新田字中丸61 4番10地先	
4511号線	58 00	4 00	さいたま市岩槻区本 町四丁目198番1 0地先	さいたま市岩槻区本 町四丁目198番1 6地先	